

## 学校法人会計の特徴

国や地方公共団体から補助金を交付される学校法人は、文部科学省令に定められた「学校法人会計基準」に基づき会計処理を行うことになっており、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務付けられています。

一般的に企業会計は収益を目的とし、仕事の成果を損益計算書や貸借対照表、キャッシュフロー計算書で表し、単年度の期間の事業状況を知ることによって収益力を高めることに利用されます。今回改正された「学校法人会計基準」は企業会計に近づいた計算書表示となりました。キャッシュフロー計算書と同様な活動区分資金収支計算書の作成、消費収支計算書の代わりとなった事業活動収支計算書は損益計算書に類似しました。

学校法人会計は収益を求めるのではなく教育研究活動を円滑に遂行されたかどうかを捉えることを目的に行われています。

### ○資金収支計算書

当該会計年度における諸活動に関するすべての収入及び支出の内容を明らかにして、支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

### ○事業活動収支計算書

当該会計年度における収入・支出を経常収支（教育活動収支、教育活動外収支）と特別収支に区分して、教育活動による収支や教育活動外（経常的な財務活動や収益事業に係る）による収支と一時的に発生した臨時的な収支に分けそれぞれの収支状況を把握するものです。

### ○貸借対照表

当該年度末における資産、負債・純資産を表示することにより、当該年度末における財政状態を把握するものです。

学校法人会計は次の四つの一般原則により行われております。また、国庫補助金を受けるために経理が適正に行われているか、公認会計士または監査法人による監査が必要とされています。

### ○真実性の原則

財政及び経営の状況について、真実な内容を表示すること

### ○複式簿記の原則

すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること

### ○明瞭性の原則

財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう、必要な会計事実を明瞭に表示すること

### ○継続性の原則

採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

## 資金収支計算書の勘定科目

収入の部	
学生生徒等納付金収入	在学または入学時に納付される収入です。(授業料や入学金、施設費等。)
手数料収入	検定料や在学証明書等の発行手数料の収入です。
寄付金収入	金銭やその他の資産等を寄贈者から贈与される収入で、用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金があります。
補助金収入	国や地方公共団体から交付される収入です。
資産売却収入	機器備品等の固定資産の売却による収入です。
付随事業・収益事業収入	外部から委託を受けた試験・研究等の収入や収益事業会計からの収入の他、附属機関の事業の収入や食堂や売店など教育活動に付随する事業の収入があります。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用収入や預金・貸付金等の利息、株式の配当金の収入です。
雑収入	学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入です。
借入金等収入	期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものと、1年以内に到来する収入です。
前受金収入	翌年度入学の学生が当年度内に納入した学生生徒等納付金(授業料等)の収入です。
その他の収入	上記の各収入以外の収入です。
資金収入調整勘定	当年度の活動に入るべき前年度以前の収入や、翌年度以降の収入となる資金を調整する勘定科目です。
支出の部	
人件費支出	専任教職員等に支給する本俸や期末手当、その他の手当や所定福利費、退職金の支出です。
教育研究経費支出	教育研究活動に要する経費で、消耗品費や光熱水費、旅費交通費、奨学費、通信運搬費、印刷製本費、研究費、修繕費、業務委託費などの支出です。
管理経費支出	管理・運営に係る経費(総務、人事、経理業務等)や学生募集活動等、教育研究活動以外に要する支出です。
施設関係支出	土地の取得、施設等の建設やそれに付帯する電気、上下水道、空調などの設備関係に係る支出です。
設備関係支出	教育研究用の機器備品や管理運営のための備品の他、図書や車両等の支出です。
資産運用支出	有価証券の購入等、資産運用に係る支出です。
その他の支出	上記の各支出以外の支出です。
資金支出調整勘定	当年度の活動に支払うべき前年度以前の支出や、翌年度以降の支出となる資金を調整する勘定科目です。

## 事業活動収支計算書の勘定科目

教育活動収支・事業活動収入	
学生生徒等納付金	在学または入学時に納付される収入です。(授業料や入学金、施設費等。)
手数料	検定料や在学証明書等の発行手数料の収入です。
寄付金	金銭やその他の資産等を寄贈者から贈与される収入で、用途指定のある特別寄付金と用途指定のない一般寄付金、施設設備以外の現物寄付金があります。(土地、建物等の施設設備寄付金は含まれません。)
経常費等補助金	国や地方公共団体から交付される収入です。
付随事業収入	外部からの委託を受けた試験・研究等の収入や収益事業会計からの収入の他、附属機関の事業の収入や食堂や売店など教育活動に付随する事業の収入があります。
雑収入	学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入です。
教育活動収支・事業活動支出	
人件費	専任教職員等に支給する本俸や期末手当、その他の手当や所定福利費、退職金に要する支出のほかに、退職給与引当金組入額があります。
教育研究経費	教育研究活動に要する経費で、消耗品費や光熱水費、旅費交通費、奨学費、通信運搬費、印刷製本費、研究費、修繕費、業務委託費などの支出です。一部を除き資金収支計算書の教育研究経費支出と同一金額を計上します。教育活動に付随する減価償却額があります。
管理経費	管理・運営に係る経費(総務、人事、経理業務)や学生募集活動等、教育研究活動以外の支出です。教育研究経費同様、管理・運営に付随する減価償却額があります。
徴収不能額等	貸付金等で徴収不能となった場合の支出です。
教育活動外収支・事業活動支出	
受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産の運用収入や預金・貸付金等の利息、株式の配当金の収入です。
その他の教育活動外収入	収益事業会計からの収入です。
教育活動外収支・事業活動支出	
借入金等利息	借入金に伴う利息の支出です。
その他の教育活動外支出	経常的な資産運用の中で為替換算が為替差損を生じた場合の支出です。
特別収支・事業活動収入	
資産売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿価額を超える場合に、その超過額の収入です。
その他の特別収入	施設拡充のための寄付金や補助金を計上します。(施設設備寄付金・補助金) 前年度以前に計上した収入の修正で当年度の収入となるものがあります。(過年度修正額)

特別収支・事業活動支出	
資産処分差額	資産売却収入が当該資産の帳簿価額を下まわる場合に、その下まわった額の支出です。(除却損や廃棄損も含む。)
その他の特別支出	資産処分差額のうち災害によるものです。(災害損失) 前年度以前に計上した支出で修正で当年度の支出となるものがあります。(過年度修正額)
基本金組入前当年度収支差額	教育活動収支、教育活動外収支、特別収支において今年度のすべての収入と支出の差額です。
基本金組入額合計	第1号基本金から第4号基本金の今年度組入額です。
当年度収支差額	基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額合計を控除した今年度の収支差額です。
前年度繰越収支差額	前年度までの収支差額です。
基本金取崩額	基本金を取崩した場合の額を計上します。
翌年度繰越収支差額	当年度収支差額から基本金取崩額までを集計したもので、翌年度へ繰越す収支差額です。

事業活動収入計	1年間すべての事業活動収入を表示します。
事業活動支出計	1年間すべての事業活動支出を表示します。

### 貸借対照表の勘定科目

資産の部	
固定資産	有形固定資産と特定資産とその他の固定資産があり、1年を超えて使用される有形の資産で、土地や建物、教育研究用機器備品、基本金引当特定資産や有価証券等があります。
流動資産	現金預金、未収入金(学生生徒等納付金等)などがあります。
負債の部	
固定負債	1年以上の借入金や退職給与引当金などがあります。
流動負債	1年以内に返済する借入金や未払金、前受金、預り金などがあります。
純資産の部	
基本金	第1号基本金 教育活動を行うために取得した固定資産の金額です。 第2号基本金 将来取得する固定資産のために積立てた金額です。 第3号基本金 奨学金などの基金として積み立てた金額です。 第4号基本金 1年間の運転資金を定められた算式により算出した金額です。
繰越収支差額	過年度からの基本金組入後の収支状況を表示します。学校会計は収支均衡を求めています。